

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

B

28

設問1.

1. 民事訴訟法142条は重複起訴を禁止している。その趣旨は、同一事件について、² ~~異なる~~ 2つの訴訟で ~~異なる~~ 判決が出され

た場合の既判力の矛盾抵触を回避することにある。また、

同一事件に対して審理が重複することによる訴訟不経済や相手方の応訴の煩を防止することも、同条の趣旨に含まれるものと解される。したがって、問題となる訴えの提起が、

既に「裁判所に係属する事件」についてのものと言えるかは、

上記142条の趣旨を踏まえた上で、①当事者の同一性

及び②審判対象の同一性が認められるかをもって判断すべきである。

2. 本件訴訟は、Xを原告、Yを被告とするものであり、本件別訴はYを原告、Xを被告とするものである。したがって、

当事者は原被告が入れ替わったのみであるから、同一性が認められる。(①充足)。

3. 審判対象の同一性を如何に判断すべきかが、ここで問題となる。重複起訴禁止の最大の趣旨が既判力の矛盾抵触

にあることに鑑みれば、審判対象の同一性とは、原則2つの訴訟の判決の既判力が及ぶ範囲が同一であることを言う。

確定判決の既判力は「主文に包含されるもの」(民事訴訟法(以下略)114条1項)にのみ及ぶのが原則である。~~主文~~

~~は実体法上の請求権の存在についての判断を~~これは、実体法上

の請求権たる訴訟物の存在又は不存在についての判断であると解されている。したがって、審判対象が同一であるか

^{原則的に}は2つの訴訟の訴訟物が同一と言えるかによって判断されるべきものである。

本件訴訟の訴訟物は、Xの甲土地の所有権である。

1 ページ

裏面へ

対して、~~本件別訴~~の訴訟物は、Yの甲土地の所有権に基づく返還請求権としての甲土地明渡請求権である。~~両訴の~~訴訟物は同一ではない。~~※~~確かに、本件別訴^①における判決理由中の判断となるべき甲土地所有権は、本件訴訟の訴訟物であるが、あくまで判決理由中の判断であり、既判力は及ばないから、判決の矛盾抵触は起きない。~~※~~本件別訴は反訴(146条)ではないから、本件訴訟と本件別訴が別々に審理された結果甲土地の所有権について異なった判断がなされる可能性はある。)

もっとも、本件別訴は、本件訴訟がある程度進んだ段階で行われるものであり、訴訟不経済、別訴被告Xの応訴の煩の観点から問題であるようにも思われる。しかし、本件訴訟は確認訴訟であるのに対し、本件別訴は給付訴訟である。~~紛争の一回的解決という民事訴訟の本義に照らせば、~~
本件別訴によって、甲土地給付訴訟は確認訴訟に比べ、紛争の根本的解決に資するものであるから、これを認めるべき要請は強く、そのような紛争の根本的解決が図られるなら、訴訟不経済やXの応訴の煩という問題はそれほど大きな問題ではないと評価すべきである。訴訟物が異なる以上

よって、審判対象の同一性は認めらるべきでない。(146条②不充足)
4. 以上より、本件別訴は重複起訴の禁止に抵触せず適法である。

17

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

設問2.

1. 前訴判決の既判力の客観的範囲(114条1項)について検討する。本件訴訟の訴訟物は、設問1で確認したように
Xの甲土地所有権である。前訴判決は請求棄却判決であるから、前訴判決の既判力は、Xの甲土地所有権の
不存続という部分に及びことになる。

2. 既判力には、裁判所は、既判力の及び範囲について、それを前提とした判断をしなければならないという積極的な作用が生じる。
(判決の基準時である)

本件において、~~後訴~~後訴では、Xが甲~~土地~~の所有権を前訴判決の口頭弁論終結時(民事執行法35条2項参照)にて、有していなかったことを前提に判決をすることになる。もっとも、この判断はそれ自体、後訴の訴訟物であるYの所有権に基づく返還請求権としての甲土地明渡請求権の存在には、
影響しないものである。

~~3. さて本件事案における紛争は、Xが甲土地をYに譲渡したと言えるのかについて争いが生じているものである。つまり、なぜなら、Xの甲土地所有権が存在しないという判断は、後訴の訴訟物である明渡請求権の前提となるYの甲土地の所有権の存在を基礎づけるものではないからである。~~

3. 既判力は、当事者~~を拘束~~に対しても及び(115条1項1号)。これにより、当事者は、前訴判決の既判力と抵触する主張をすることが制限される。

本件事案における紛争は、Xが甲土地をYに譲渡したと言えるのかについて争いが生じているものである。前訴判決の既判力により、XYは後訴において、前訴判決の口頭弁論

α
α + β = ⑤

①

β

3 ページ
裏面へ

終結時において有していなかったことを前提にして、主張立証を展開していく必要がある。

11

以上

5

・法的三段論法が守れていない。(設問2)
(抽象論 = 規範と具体論 = あてはめを
切り分けるイメージ)

10

・設問2の「既判力の作用」という問いに
正面から答えられていない。
(結論はどうなのか?)

・全体的に「書いてほしいこと」はある程度
書けており、体裁が整えば更に良くなる。

15

20

25

30

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

奥村